

第1章 総 則

I 目 的

近年、これまで想定し得ない不測の危機が、多数発生している。海外における同時多発テロの発生や緊迫の度合いを増す近隣国際情勢、国内においては、地下鉄サリン事件やバスジャック事件等が発生している。本県においても、文教施設や大型集客施設における爆破予告事件等、様々な危機が発生している。

このような様々な不測の危機に適切に対処するため、県職員等の危機管理意識の高揚を図るとともに、県内に危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合に、県として速やかに初動体制を確立し、実効ある各種対策が円滑に実施できるよう、本計画において、県の危機管理対応の基本的な枠組みを示すものである。

II 危機の定義及び対象とする危機

1. 危機の定義

「危機」の概念は、種々の定義がなされているが、本計画で定義する「危機」とは、次の①及び②に該当する事態をいう。

【危機の定義】

- ① 県民の生命、身体、財産に被害又は損失のおそれのある不測の事件・事故
- ② 円滑な県政経営に支障を生じるおそれのある事件・事故

2. 危機の種類

危機は、想定される具体的な事象により、次ページの表1のとおり、①災害対策基本法で規定する災害、②武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）で規定する武力攻撃事態等及び緊急対処事態、③新型インフルエンザ等対策特別法で規定する新型インフルエンザ等、④それ以外の重大な事件・事故、に類型化できる。

【表1 危機の種類と想定される事象】

危機の種類		想定される事象
①災害対策基本法第2条で規定する災害	(自然災害)	風水害、豪雪、地震、火山災害等
	(特殊災害)	大規模火災、放射性物質事故、危険物・毒劇物事故等
②事態対処法第2条で規定する 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態 (以下「 武力攻撃事態等 」という。)並びに 同法第22条で規定する緊急対処事態		武力攻撃及びそれに準ずる手段を用いた攻撃 (政府が事態認定を行った場合であって、本県に対し、県国民保護対策本部の設置又は県緊急対処事態対策本部の設置の指定がある場合に限る。)
③ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等		新型インフルエンザ等
④ 上記以外の重大な事件・事故		武力攻撃及びそれに準じる手段を用いた攻撃(②を除く)、情報システム脅威、有害化学物質事故、感染症の蔓延等

【参考】

◆災害対策基本法第2条で規定する災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害

◆事態対処法で規定する**武力攻撃事態等並びに緊急対処事態**

武力攻撃事態 — 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

武力攻撃予測事態 — 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

緊急対処事態 — 武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

◆**新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等**

感染症法第6条第7項に規定する**新型インフルエンザ等感染症**及び同条第9項に規定する**新感染症**(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)

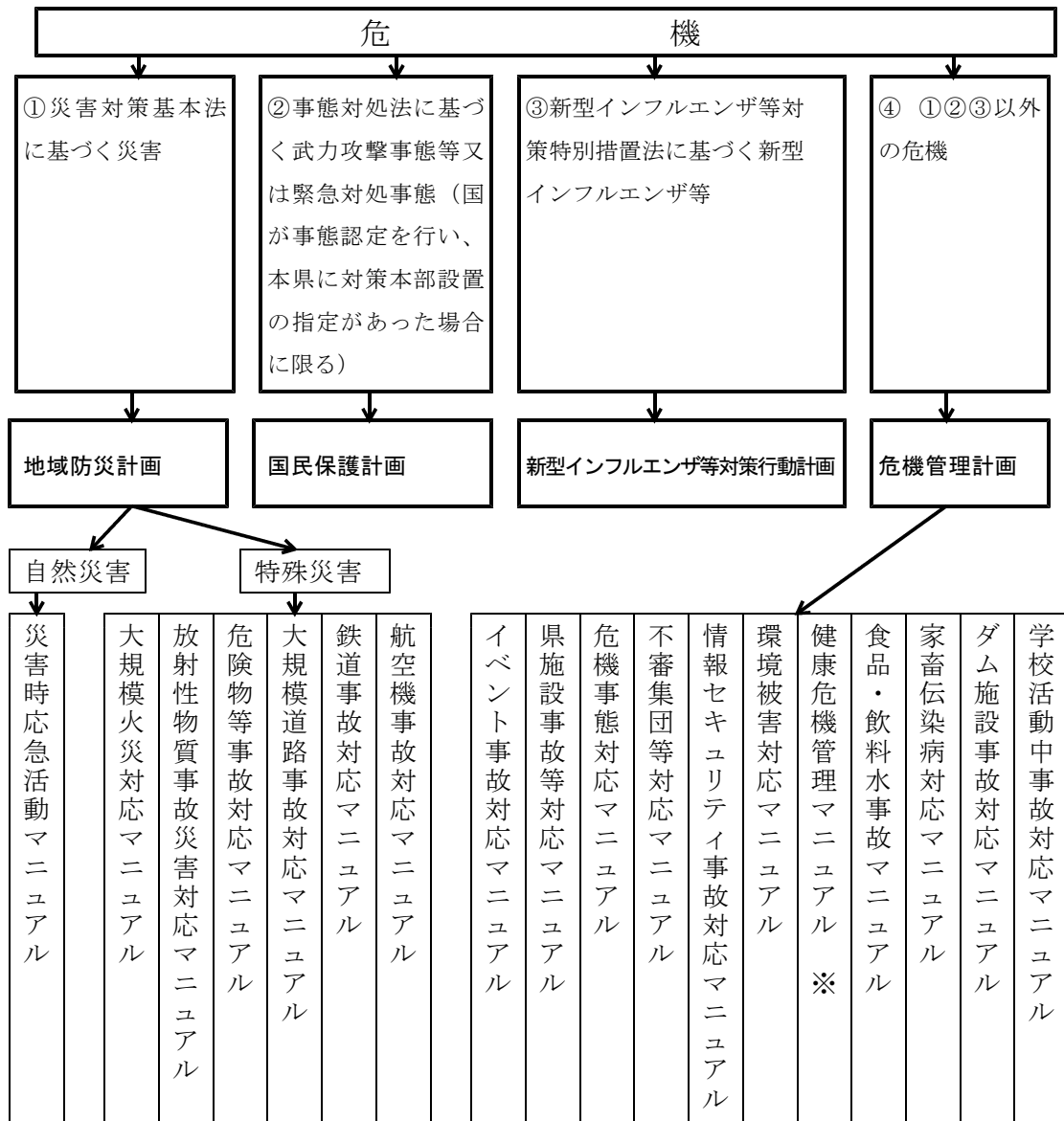
3. 本計画で対象とする危機の範囲

本計画は、2で類型化した危機のうち、④の危機(①②③以外の**重大な事件・事故**)について、県が執るべき体制や対応の基本方針を示すものである。

なお、①の危機（災害対策基本法第2条で規定する災害）については、「栃木県地域防災計画」で、②の危機（事態対処法で規定する武力攻撃事態等並びに緊急対処事態）については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第34条の規定に基づき策定した「栃木県国民保護計画（平成18(2006)年3月策定）」で、③の危機については「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25(2013)年11月策定）」で、その対処方針を示すものである。

危機の類型別の対処計画やマニュアルの枠組みについて示した概念図は、図1のとおりである。

【図1 危機の類型とその対処計画の概念図】



etc

※ 健康危機管理マニュアルは、自然災害や新型インフルエンザ等への対応を含有している。

Ⅲ 危機事象の所管部局と危機管理調整部局の役割

1. 想定される危機事象と所管部局

本計画で対処する危機については、多岐にわたるが、その具体的事象と主に所管する部局（課室）を表2のとおり、定めておくものとする。

2. 危機事象の所管部局の役割

危機事象の主たる所管部局（以下「所管部局」という）は、所管する危機事象の対処方法について、参考資料1の危機管理マニュアルの標準項目を参考に、あらかじめ危機管理マニュアルを作成する。

また、危機が発生し又は発生するおそれのある場合は、危機管理マニュアルに基づき、迅速かつ円滑に対処する。

なお、危機事象が複数部局に関係する場合は、主たる部局が中心となり関係部局と連携しながら対処する。

3. 危機管理調整部局（県民生活部）の役割

危機管理調整部局（県民生活部）（以下「調整部局」という）は、県の危機管理の総合調整部局として、次の役割を担う。

- ①所管が不明確な危機事象が発生した場合は、その危機事象について初動対応を行う。なお、危機事象の所管が明確になったときは、所管部局が主体となり対処するが、調整部局も所管部局と連携しながら対処する。
- ②所管が明確な危機事象についても、大規模で社会的影響が大きい危機が発生し、全庁的な対応が必要な場合は、所管部局を支援する。

Ⅳ 計画の見直し

社会情勢や社会環境の変化、新たな法令の制定等により、必要がある場合は、本計画を随時見直すこととする。